

# －内閣府(内閣府本府)－

## 企業主導型保育事業の運営費に係る助成金交付額の算定について(内閣総理大臣宛て)

指摘の背景となった利用児童の区分が適正であるか確認することができない定期利用児童の

基本分に係る国庫補助金相当額(支出) 6567万円

過大に算定されていると認められた運営費に係る国庫補助金相当額(支出) 3601万円

### 1 企業主導型保育事業の概要等

内閣府は、子ども・子育て支援法等に基づき、企業主導型保育事業に対する国庫補助を実施している。企業主導型保育事業は、厚生年金保険法第82条第1項に規定する事業主等(以下「一般事業主」)に雇用されている従業員等が監護する乳児又は幼児である児童の保育等を行うものである。同府は、企業主導型保育事業費補助金(以下「国庫補助金」)の交付に当たり公募により選定した団体を補助事業者とすることなどとしており、平成28年度から30年度までにおいて公益財団法人児童育成協会を補助事業者として選定するなどし、協会に対して国庫補助金を交付している。

協会は、企業主導型保育事業を実施する一般事業主等に対して企業主導型保育事業を行う施設(以下「企業主導型保育施設」)における保育の実施に要する経費(以下「運営費」)及び企業主導型保育施設の整備に要する費用の助成を行う企業主導型保育助成事業を実施している(運営費の助成のために交付する助成金を「助成金」、助成金の交付を受けて企業主導型保育施設における保育を実施する一般事業主等を「事業主体」)。協会は、同府と協議するなどした上で企業主導型保育助成事業を実施するために必要な要領を別に定めることとされており、これを受けて協会は、「企業主導型保育事業助成要領」(以下「助成要領」)等を制定している。

助成要領等によれば、企業主導型保育施設の利用児童は、1月当たりの利用日数が16日以上となるなどの条件を満たしている利用児童(以下「定期利用児童」)と、1月当たりの利用日数が15日以下となる利用児童(以下「不定期利用児童」)に区分することとされている。また、病気以外を理由とした欠席により1月当たりの利用日数が15日以下となる場合は、不定期利用児童として区分することとされている。そして、助成金交付額は、定められた定員別単価に利用児童の数を乗ずるなどして算出した額の基本分(以下「基本分」)に、各種加算分を加えた合計額である基準額等の金額であって、不定期利用児童1人当たりの定員別単価は、定期利用児童1人当たりの定員別単価に、1月当たりの所定の開所日数に対するその月の利用日数に応じた割合を乗ずるなどして算出することとされていることから、定期利用児童1人当たりの定員別単価より低額となる。

### 2 本院の検査結果

不定期利用児童1人当たりの定員別単価が実際の1月当たりの利用日数に基づいて算出されることに変更された30年度において、協会が助成金の交付対象とした16都道府県<sup>(注)</sup>に所在する41事業主体の42施設(運営費計24億6751万円、助成金交付額計19億2558万円(国庫補助金相当額同額))を対象として、同府及び41事業主体において、会計実地検査を行った。

(注) 16都道府県 東京都、北海道、大阪府、山形、神奈川、富山、愛知、三重、兵庫、岡山、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島各県

#### (1) 事業主体における月次報告等による助成金の交付申請の状況

ア 欠席理由を記録するなどして出欠管理を行っておらず、1月当たりの利用日数が15日以下となっている利用児童について病気以外を理由とした欠席日数を確認することなく定期利用児童としていた事態

8事業主体の8施設(基本分に係る助成金交付額計2億3293万円(国庫補助金相当額同額))は、定期利用児童等の氏名、利用日数等の報告や、助成金の交付申請等をするための様式(以下「月次報告等」)において、1月当たりの利用日数が15日以下となっている利用児童の全部又は一部を定期利用児童として報告していたが、出欠管理簿等において利用児童の欠席理由を記録するなど

していなかった。前記のとおり、病気以外を理由とした欠席により1月当たりの利用日数が15日以下となる場合は、不定期利用児童として区分することとされているが、これら8事業主体の8施設は、病気以外を理由とした欠席日数を確認することなく、当該利用児童を定期利用児童としていた(利用児童の区分が適正であるか確認することができない定期利用児童の当該月における基本分に係る助成金交付額計6567万円(国庫補助金相当額同額))。

イ 欠席理由を記録するなどして出欠管理を行っていたものの利用児童の区分が適切でない事態

16事業主体の16施設(運営費計11億3405万円、助成金交付額計8億6958万円(国庫補助金相当額同額))は、出欠管理簿等により欠席理由を記録するなどして利用児童の出欠管理を行っていたものの、月次報告等で定期利用児童として報告していた利用児童の中には、病気以外を理由とした欠席により1月当たりの利用日数が15日以下となっていた利用児童が見受けられたことから、当該利用児童については、月次報告等において定期利用児童ではなく不定期利用児童として報告する必要があった。16事業主体の16施設について、当該利用児童を適正な利用児童の区分に修正して助成金交付額を算定すると、2事業主体の2施設を除いた14事業主体の14施設における助成金交付額計3601万円(国庫補助金相当額同額)が過大に算定されていると認められた。

(2) 助成金の交付に当たっての協会の事業主体に対する利用児童の出欠管理の方法等の周知、月次報告等に係る審査等の状況

(1)の各事態が見受けられたことから、協会が、事業主体に対して、欠席理由を記録するなどの利用児童の区分を適切に行うための出欠管理の方法等について、どのような周知を行っていたかなどについて確認したところ、次のとおりとなっていた。

協会は、30年度から不定期利用児童1人当たりの定員別単価が利用日数に基づいて算出されることについて、協会のホームページに助成要領等を掲載するなどの方法で示していたものの、実際の1月当たりの利用日数を用いて算出される方法に変更した箇所については、助成金交付額を算定する上で重要な項目であるのに、改正内容が明確に分かるような方法で示していなかった。

また、利用児童の区分を適切に行うためには、事業主体において欠席理由を把握する必要があり、区分するための根拠となる資料についても一定期間保存する必要がある。しかし、協会は、助成要領等を制定するに当たり同府と協議を行っているものの、両者において、欠席理由を記録するなどの利用児童の区分が適切に行われたかを確認できる書類の保存については、具体的な検討を行っていなかった。このため、協会は、上記利用児童の区分を適切に行うための出欠管理の方法等を助成要領等に明記しておらず、十分に周知していなかった。

さらに、協会は、事業主体から提出された月次報告等の審査において各企業主導型保育施設が作成している出欠管理簿等を提出させて欠席理由を確認することは困難であるとして、欠席理由を確認していなかった。また、助成金交付額の算定について、原則として年1回全ての企業主導型保育施設を対象に行われている指導・監査においてもその監査する事項の中に利用児童の区分が適切に行われているかなどを確認する項目を設けておらず、欠席理由を確認していなかった。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

同府において、助成金交付額の算定等が適切に行われるよう、次のとおり是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

ア 補助事業者を通じるなどして、過大に算定されていると認められた14事業主体の14施設に係る助成金交付額について、当該事業主体に対して返還手続を行わせること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)

イ 補助事業者に対して、不定期利用児童1人当たりの定員別単価の算出方法、欠席理由を記録するなどの利用児童の区分を適切に行うための出欠管理の方法及び定期利用児童と不定期利用児童の区分が適切に行われたかを確認できる書類の保存について、事業主体に十分に周知させること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

ウ 補助事業者に対して、助成金の交付申請が適切な利用児童の区分に基づき行われているかにつ

いて確認する仕組みを整備させること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)

**【当局が講じた処置】**

同府は次のような処置を講じていた。

- ア 令和2年12月に、補助事業者に対して事務連絡を発出して、これに基づき、3年2月までに、過大に算定されていると認められた14事業主体の14施設に係る助成金交付額計3601万円について、14事業主体から補助事業者に戻させた。
- イ アの事務連絡に基づき、補助事業者に対して、3年4月に、不定期利用児童1人当たりの定員別単価の算出方法及び欠席理由を記録するなどの利用児童の区分を適切に行うための出欠管理の方法に関する具体的な事例を示すとともに、定期利用児童と不定期利用児童の区分が適切に行われたかを確認できる書類を5年間保存することを明記した「企業主導型保育事業における児童の出欠席等に関する確認事項(令和3年度版)」を定めさせた。そして、同確認事項を事業主体に送付させたり、補助事業者のホームページに掲載させたりして事業主体に十分に周知させた。
- ウ アの事務連絡に基づき、補助事業者に対して、3年6月に、企業主導型保育事業指導・監査等基準を改正させて、助成金の交付申請が適切な利用児童の区分に基づき行われているかを確認することができるよう、同基準に基づく指導・監査評価基準に必要な項目を設けて、原則として年1回全ての企業主導型保育施設を対象に行われている指導・監査において確認する仕組みを整備させた。